## 第61号議案

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように定める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤舞

### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正及び芦屋市個人情報保護法施行条例の制定を踏まえ、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の組織及び調査審議の手続等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び調査審議の手続等について定めるものとする。

(委員)

- 第2条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。

(会長)

- 第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委 員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。
- 4 審査会の委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。 (審査請求の調査審議の手続に係る諮問実施機関等)
- 第5条 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問実施機関 次に掲げる機関をいう。
  - ア 芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)第16条第3項又は 第4項の規定により審査会に諮問をした実施機関
  - イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関(芦屋市個人情報保護法施行条例(令和4年芦屋市条例第 号) 第3条に規定する実施機関をいう。)
- (2) 公文書 芦屋市情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る公文書(同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)をいう。
- (3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(審査請求の調査審議に係る審査会の調査権限)

- 第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は諮問実施機関に対し公文書若しくは保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることがで

きる。

(意見の陳述)

- 第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口 頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がな いと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補 佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。 この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたと きは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項 の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

- 第10条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は同条第4項若しくは 第8条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 5 第2項の規定による閲覧の手数料の額は、無料とする。

(審査請求以外の調査審議の手続に係る諮問実施機関)

- 第11条 この条及び次条において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。
  - (1) 芦屋市情報公開条例に基づく情報公開制度の運用と改善に関する事項について 審査会に諮問をした実施機関(同条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。)
  - (2) 芦屋市個人情報保護法施行条例第8条の規定により審査会に諮問をした実施機関(同条例第3条に規定する実施機関をいう。)
  - (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則 第1号)第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規 定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの 取扱いに関する事項について審査会に諮問をした機関

(審査請求以外の調査審議に係る審査会の調査権限)

- 第12条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(調査審議手続の非公開)

- 第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 2 審査会の行う審査請求以外の調査審議の手続は、公開とする。ただし、審査会が、 公開しない理由があると認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

- 第14条 審査会は、審査請求についての諮問に対する答申をしたときは、答申書の 写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。
- 2 諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、文書主管課において処理する。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第2条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例(平成16年芦屋市条例 第20号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定の施行の際現に芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条の表に 規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者又は委員であった者 に係る旧条例第4条第2項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らして はならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に芦屋市個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の芦屋市個人情報保護条例第40条第3項又は 第4項の規定によりされた諮問の調査審議については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に芦屋市情報公開条例第16条第3項又は第4項の規定によりされた諮問の調査審議については、なお従前の例による。

4 施行日前に審査会にされた諮問で、この条例の施行の際、当該諮問に対する答申がなされていないものについては、なお従前の例による。

### 参 照 1

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定要綱

# 1 制定の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の一部改正及び芦屋市個人情報保護法施行条例の制定を踏まえ、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の組織及び調査審議の手続等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 制定の内容

- (1) 委員(第2条関係)
  - ア 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行う。
  - イ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。
- (2) 会長(第3条関係)
  - ア 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - イ 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
  - ウ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- (3) 会議(第4条関係)
  - ア 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
  - イ 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
  - ウ 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。
  - エ 審査会の委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- (4) 審査請求の調査審議の手続に係る諮問実施機関等(第5条関係)
  - (4) 及び(5) において、アからウまでに掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- ア 諮問実施機関 次に掲げる機関をいう。
- (ア) 芦屋市情報公開条例で定める審査請求について審査会に諮問をした実施 機関
- (イ) 法で定める審査請求について審査会に諮問をした実施機関(芦屋市個人情報保護法施行条例第3条に規定する実施機関をいう。)
- イ 公文書 芦屋市情報公開条例で定める公開決定等に係る公文書をいう。
- ウ 保有個人情報 法で定める開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係 る保有個人情報をいう。
- (5) 審査請求の調査審議に係る審査会の調査権限(第6条関係)
  - ア 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者 に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は諮問実施機関に対し公文 書若しくは保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何 人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を 求めることができない。
  - イ 諮問実施機関は、審査会からアの求めがあったときは、これを拒んではなら ない。
  - ウ 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録 されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定す る方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めるこ とができる。
  - エ ア及びウに定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査 請求人、参加人(行政不服審査法で定める参加人をいう。)又は諮問実施機関(以 下「審査請求人等」という。)に主張書面又は資料の提出を求めること、適当と 認める者にその知っている事実を陳述させること又は鑑定を求めることその他 必要な調査をすることができる。
- (6) 意見の陳述(第7条関係)
  - ア 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口 頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要 がないと認めるときは、この限りでない。
  - イ ア本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、 補佐人とともに出頭することができる。
- (7) 主張書面等の提出(第8条関係)

審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。 この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めた ときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- (8) 委員による調査手続(第9条関係) 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、(5)アにより提示 された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。
- (9) 提出資料の写しの送付等(第10条関係)
  - ア 審査会は、主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
  - イ 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
  - ウ 審査会は、アの送付をし、又はイの閲覧をさせようとするときは、当該送付 又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなけれ ばならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りで ない。
  - エ 審査会は、イの閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
  - オーイの閲覧の手数料の額は、無料とする。
- (10) 審査請求以外の調査審議の手続に係る諮問実施機関(第11条関係) (10)及び(11)において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。
  - ア 芦屋市情報公開条例に基づく情報公開制度の運用と改善に関する事項について審査会に諮問をした実施機関(同条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。)
  - イ 芦屋市個人情報保護法施行条例で定める施行条例の改廃、保有個人情報の安 全管理に係る基準の策定、運用上の細則の策定をする場合に審査会に諮問をし た実施機関(同条例第3条に規定する実施機関をいう。)
  - ウ 特定個人情報保護評価に関する規則の規定により、番号法に定める評価書に

記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について審査会に諮問 をした機関

- (11) 審査請求以外の調査審議に係る審査会の調査権限(第12条関係)
  - ア 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者 に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めること ができる。
  - イ 諮問実施機関は、審査会からアの求めがあったときは、これを拒んではなら ない。
- (12) 調査審議手続の非公開(第13条関係)
  - ア 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。
  - イ 審査会の行う審査請求以外の調査審議の手続は、公開とする。ただし、審査 会が、公開しない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (13) 答申書の送付等(第14条関係)
  - ア 審査会は、審査請求についての諮問に対する答申をしたときは、答申書の写 しを審査請求人及び参加人に送付する。
  - イ 諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表する。
- (14) 庶務(第15条関係) 審査会の庶務は、文書主管課において処理する。
- (15) 罰則(第17条関係)
  - (1)イに違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 施行期日等
- (1) 令和5年4月1日
- (2) 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例(平成16年芦屋市条例第20号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- (3) 経過措置
  - ア (2)の施行の際現に芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者又は 委員であった者に係る職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務 については、(2)の施行後も、なお従前の例による。
  - イ この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に廃止前の芦屋市個人情報 保護条例によりされた審査請求に係る諮問の調査審議については、なお従前の

例による。

- ウ 施行日前に芦屋市情報公開条例によりされた諮問の調査審議については、な お従前の例による。
- エ 施行日前に審査会にされた諮問で、この条例の施行の際、当該諮問に対する 答申がなされていないものについては、なお従前の例による。

### 参 照 2

### 芦屋市情報公開条例抜粋

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 実施機関 市長,消防長,病院事業管理者,教育委員会,選挙管理委員会,公平委員会,監査委員,固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
  - (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
    - ア 実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの
    - イ 官報,公報,白書,新聞,雑誌,書籍その他不特定多数の者に販売すること を目的として発行されるもの

(第3号省略)

(審査請求)

第16条 (第1項省略)

(第2項省略)

- 3 第1項の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関(議会を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

4 議会の公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、議会は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(第5項及び第6項省略)

個人情報の保護に関する法律抜粋(\_\_\_\_\_部分は、令和5年4月1日施行)

(定義)

第60条 この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独 立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び 第8章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行 政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているも のをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第2 条第2項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情 報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下この章において「独立行 政法人等情報公開法」という。) 第2条第2項に規定する法人文書(同項第4号に 掲げるものを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機 関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁 的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に 用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有している もの(行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政 令で定めるものを除く。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。) に記録されているものに限る。

(第2項から第5項まで省略)

#### (審査会への諮問)

第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若し くは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に 対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が 会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければ ならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を することとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

(第2項省略)

3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。 この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する 裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定 める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」 と読み替えるものとする。

特定個人情報保護評価に関する規則抜粋

(地方公共団体等による評価)

第7条 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(第5項及び第6項省略)

## 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例案の概要

現行条例

制定条例

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 に関する条例

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例

第1条 趣旨

第1条 趣旨

第2条及び第3条 削除

第4条 委員

第5条 会長

第6条 会議

第3条 会長

第4条 会議 【新規】自己の利害に関係する

議事への参与不可

第8条 定義

審査請求

第5条 <u>審査請求の調査審議の手続に係る</u> 諮問実施機関等

【変更】定義 諮問実施機関·保有個人情報

第6条 審査請求の調査審議に係る審査会 の調査権限

第7条 意見の陳述

第8条 主張書面等の提出 【変更】

第9条 委員による調査手続 【新規】

第10条 提出資料の写しの送付等

【新規】資料の閲覧手数料に関する規定

第9条 審査会の調査権限

第10条 意見の陳述

第11条 意見書等の提出

第12条 提出資料の写しの送付等

審査請求以外

第11条 審査請求以外の調査審議の手続

に係る諮問実施機関 【新規】

第12条 審査請求以外の調査審議に係る

審査会の調査権限 【新規】

第13条 調査審議手続の非公開

第14条 答申書の送付等

第13条 調査審議手続の非公開

【新規】審査請求以外の調査審議に関する規定

第14条 答申書の送付等 【変更】

第7条 庶務

第15条 補則

第15条 庶務

第16条 補則

第17条 罰則【新規】守秘義務違反罰則規定